

# 財産管理運用規程

## （目的）

第1条 この規程は、公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団（以下「当財団」という。）の財産管理・運用に関する事項を定める。

## （運用される財産）

第2条 寄附者が寄附をする際に、その管理運用方法を指定した基本財産の場合を除き、当財団が保有し、当財団の裁量により効率的に運用すべき財産をいう。

## （運用の基本方針）

第3条 当財団の資金運用について、理事は、善良な管理者の注意を払うとともに、法令及び定款に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

## （管理運用対象）

第4条 当財団の財産に関する具体的管理運用は、元本が毀損されず、確実に回収され、かつ常識的な運用益が得られる安全確実な方法で行うものとする。

## （預入財産の管理）

第5条 当財団の預金通帳及び印鑑は事務局長が管理するものとする。なお、印鑑の使用は公印管理規程に従うものとする。

## （運用状況の報告）

第6条 理事会は、資金運用の経過及び結果について、少なくとも各事業年度に1度、または必要に応じて、代表理事から報告を受けるものとする。

2 評議員会は必要と認めた場合、資金運用の経過及び結果について代表理事から報告を受けるものとする。

## （改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附則

この規程は2021年3月2日より施行する（2021年3月2日理事会決議）。